

北本都市計画道路の変更(埼玉県決定)

北本都市計画道路3・3・2中央通線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・3・2	中央通線	北本市 北本一丁目	北本市 北本四丁目	北本市 北本二・三丁目	約710m	地表式	2車線	22m	幹線道路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

北本都市計画道路3・3・2中央通線の一部として決定していた北本駅東口駅前広場について、「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱い」の方針に基づき3・3・2中央通線から分離し、併せて車線数についても新たに定めるため変更するものです。